

第4章 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 地域共生社会の実現

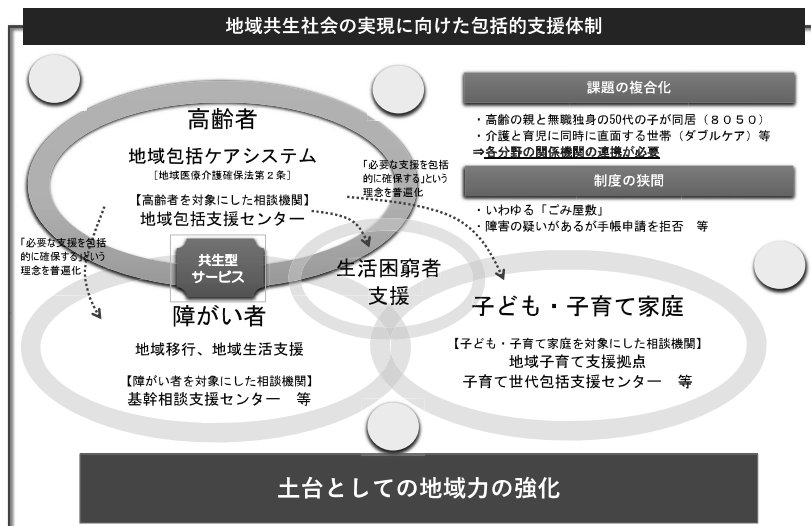
(1) 地域共生社会の実現

地域包括ケアシステムとは、本格的な高齢社会において、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支えるため、保健・医療・福祉の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民が連携し、「①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく地域づくりのことです。

今後高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであるとともに、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指す方向でもあります。

これまで、介護保険制度においても、地域包括ケアシステムを推進する観点から、生活支援や介護予防、認知症施策などの地域づくりに関係する取組を進めてきました。今後は、地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備とあわせて医療と介護の連携強化や医療・介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進や、保険者機能を一層発揮しながら、地域の自主性や主体性に基づき、介護予防や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域の実情に応じて取組をデザインする、「地域デザイン機能」を強化し、地域共生社会の実現に向けた取組の推進に努めます。

図表4-1-1 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



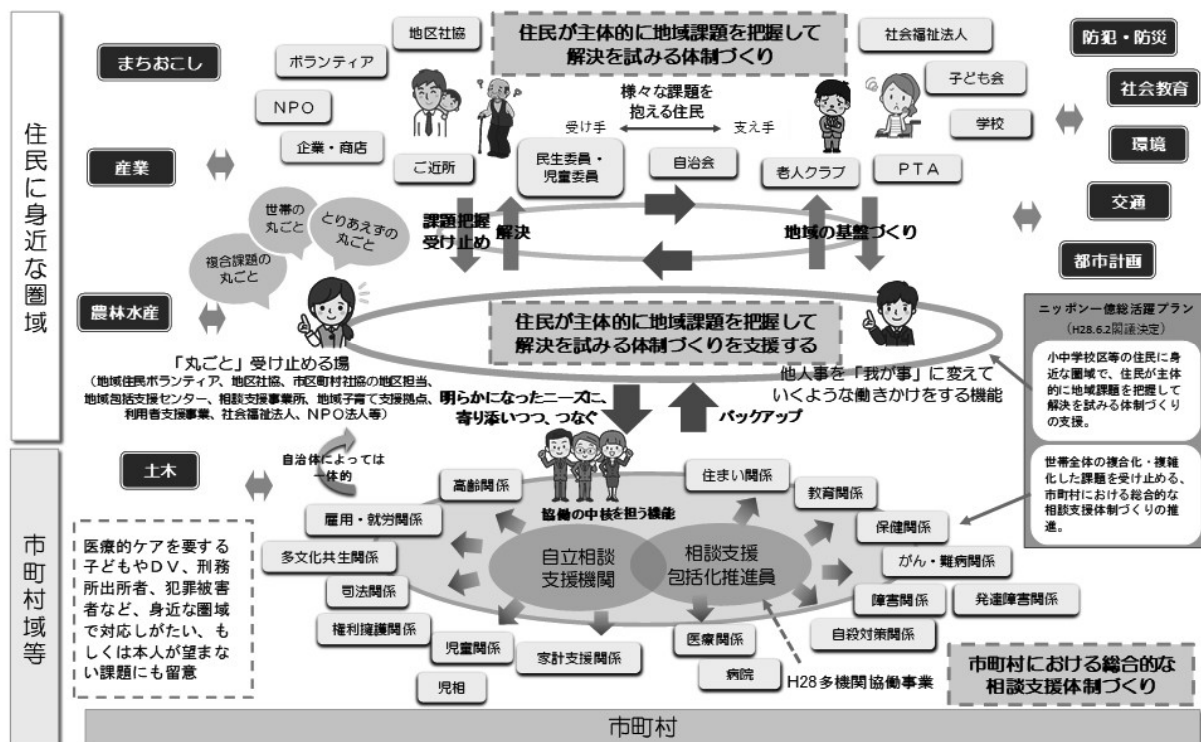
(2) 支え合う地域づくりの推進

近年、社会や暮らしの変化などによって、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、子どものひきこもりが長期化し、80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支える「8050問題」、高齢者の介護と子どもの育児を同時に行う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族の世話や介護を日常的に行っている「ヤングケアラー」など既存の社会福祉制度では対応が難しい複雑化・複合化した課題が増えています。また、虐待などの権利擁護に関する課題を抱えている世帯では、介護、健康、子育て、いじめ、貧困など複合的課題を有している場合があります。

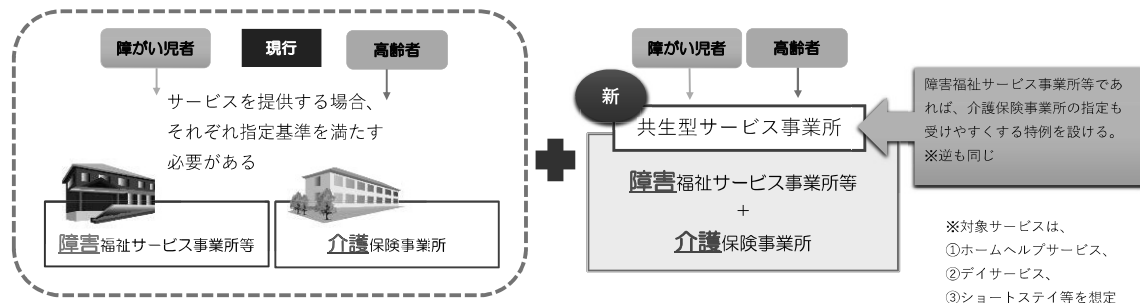
複雑化・複合化した課題や狭間のニーズへ対応するため、「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の構築を推進し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築していきます。そのためには、他人事になりがちな地域づくりを「我が事」として主体的に取り組み、構成市町は地域づくりの支援や福祉サービスの充実、総合相談などの体制づくりを「丸ごと」に行い、また、現在、対象者毎に整備されている縦割りの福祉サービスについても「丸ごと」（共生型サービス）へと転換していくことになります。

「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進については、福祉各分野の共通事項を定めている構成市町の「地域福祉計画」が上位計画として位置づけられていることから、本計画においても構成市町「地域福祉計画」と整合性を図り取り組んでいきます。

図表4-1-2 我が事・丸ごとの地域づくり



図表4-1-3 共生型サービスの概要



2 地域包括ケアシステムの推進

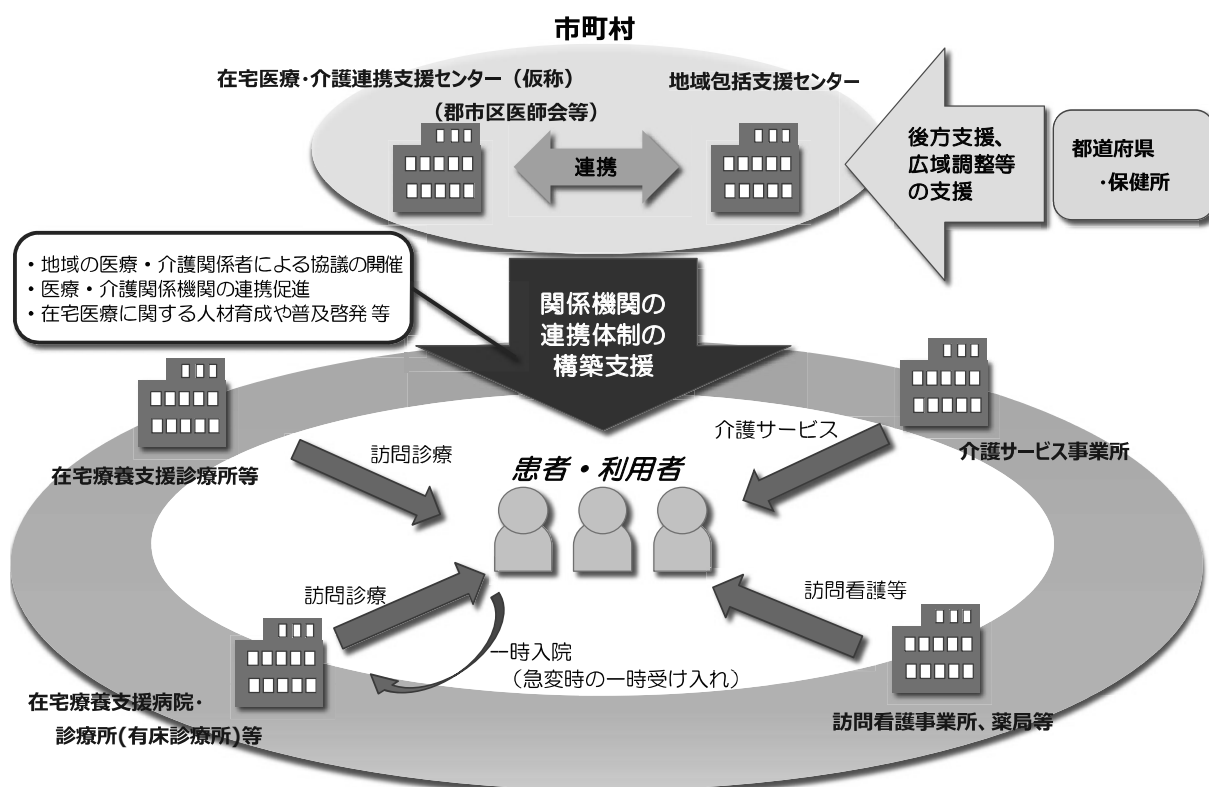
(1)在宅医療・介護連携の推進

今後、医療・介護の複合的なニーズの高まる 85 歳以上人口の増加が見込まれるなかで、医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応、感染症や災害時対応等の様々な局面において、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者その他の関係者の連携を推進するための体制の整備を図ることが重要です。

また、住民に対して医療及び介護サービスについて理解を深めてもらえるよう、管内の現状も含めて在宅医療の提供体制等について周知を図るとともに、地域における看取り、認知症の方への対応力向上の取組、介護サービス事業者と医療機関等との相互の連携をこれまで以上に深めていく必要があります。

盛岡北部行政事務組合在宅医療介護連携推進協議会を有効に機能させて総合調整に努めるとともに、地域ケア会議等で情報交換の場を設けることも検討するなど、より効果的な医療・介護の連携の枠組みを検討していきます。

図表4-2-1 在宅医療・介護連携の推進体制(イメージ図)



(2) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、高齢者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった介護保険制度の理念を踏まえた取組を進めることが重要となります。

介護予防を進めるに当たっては、高齢者の心身の状態が自立、フレイル、要支援、要介護、またその状態が可変であるというように、連続的に捉え支援するという考えに立って、健康づくりから介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

また、要介護状態等になった高齢者が、生きがいを持って日常生活を過ごし、住み慣れた地域で安心して生活を継続するためには、その人の尊厳を保持し、有する能力に応じ、適切に支援する必要があります。地域住民、生活支援コーディネーター・NPO・ボランティア・民間事業者等の協力により高齢者本人の意欲を高める支援や、専門職の関与によるリハビリテーションの実施等が要介護状態の軽減・重度化防止につながります。「予防期」、「急性期」、「回復期」、「生活期」の各段階を通じ、地域リハビリテーションの視点をもって、住民などあらゆる人々や関係機関と連携し体制構築に努めます。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯等、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援等の生活支援の必要性が増加しており、地域の実情に応じて、多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供していくことが期待されています。

また、ボランティア活動や就労的活動など、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することも期待されています。生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を活用しながら、生活支援・介護予防サービスの充実に努めます。

(4) 地域包括支援センターの体制強化

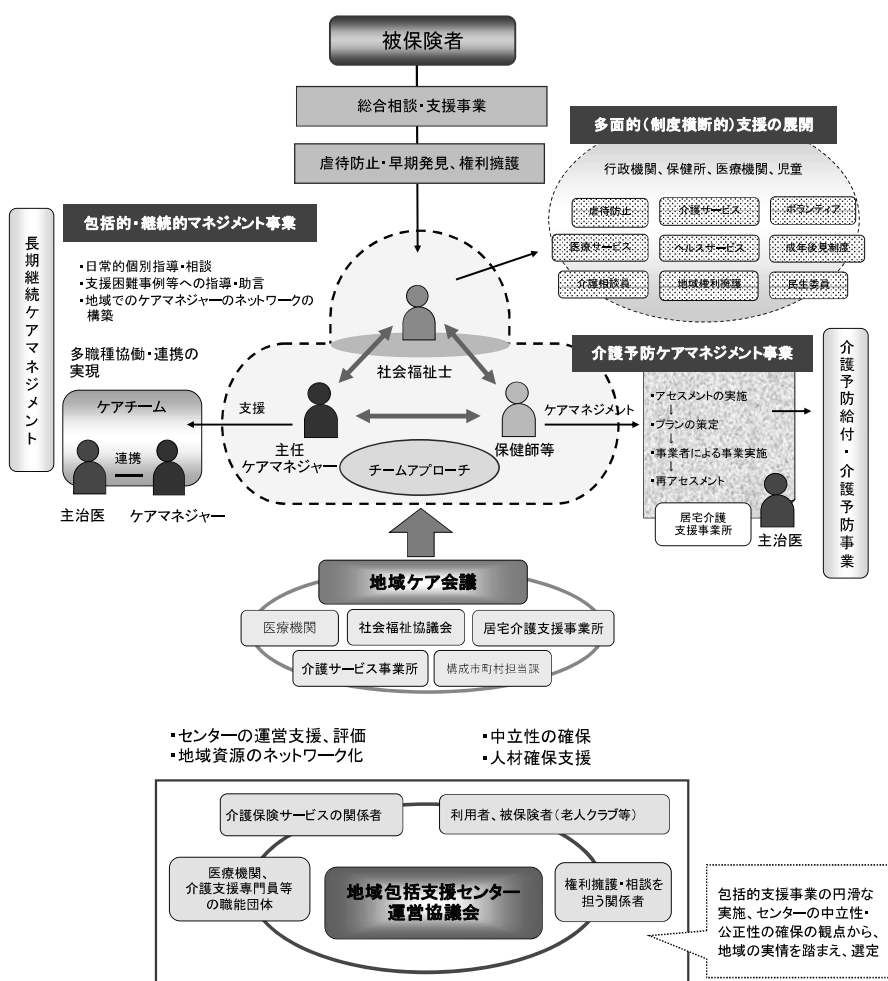
地域包括支援センターは、八幡平市、葛巻町及び岩手町に各1か所設置され、それぞれの市町を所管し、業務を推進しています。

今後、高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応する観点から、地域の社会資源との連携も図りつつ、業務負担軽減を進めるとともに体制の整備も含めた効果的な運営手法を確立していくことが求められています。

地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等による、居宅介護支援事業所への介護予防支援の指定対象拡大や居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用による地域包括支援センター業務の体制整備の推進、地域包括支援センターによる支援の質が担保されるよう留意した上での3職種の柔軟な配置など、地域の実情に応じた体制整備を検討します。

今後も地域包括ケアシステム推進の中核的機関として、円滑にその役割を果たしていけるように、地域包括支援センター運営協議会において、実施する事業の運営状況の評価、助言等の支援を行います。

図表4-2-2 地域包括支援センターの体制と機能



(5) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待には、身体的虐待だけではなく、暴言や無視、いやがらせなどの心理的虐待、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの介護放棄や勝手に高齢者の財産を処分する、使ってしまうなどの経済的虐待もあります。高齢者虐待防止法の趣旨に基づき、高齢者に対する虐待等の権利侵害を防止して、高齢者の尊厳の保持と安全で安心できる生活環境や介護、福祉サービス利用環境の構築を目指すため、計画的に高齢者虐待防止対策に取り組むことが重要です。

また、令和3年度の介護報酬改定によって、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、①虐待防止委員会の開催、②指針の整備、③研修の定期的な実施、④担当者の配置が令和6年4月1日から義務化されます。

高齢者の虐待防止に対する意識を高め、認知症高齢者の権利擁護や、高齢者虐待に対する相談体制の充実など、地域包括支援センター等の関係機関と連携した虐待防止のためのネットワークづくりと権利擁護事業の充実、成年後見制度の利用促進を図ります。

(6) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中であって、住まいをいかに確保するかは、地域共生社会の実現の観点からも非常に重要な課題です。特に、要介護状態ではないものの、居宅での生活が困難な低所得の高齢者等に対する受け皿として、養護老人ホーム及び軽費老人ホームが居住及び生活支援機能を果たすことが求められます。

また、近年では一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加などを背景に、共同住宅などへの住み替えなど、住まいに対する新たなニーズも生まれています。

介護を必要とする高齢者のほか、すべての高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域における多様な住まいを整備していく必要があります。

① 高齢者福祉施設

養護老人ホーム
○概ね 65 歳以上の方で、心身の状況やその置かれている環境上及び経済的理由から、在宅での生活が困難な高齢者を養護する施設です。 ○社会的な援護を必要とする高齢者等を支援するため、今後も需要の動向に留意し、利用希望者が円滑に入所できるよう、施設との連携体制強化に努めます。
軽費老人ホーム(ケアハウス)
○60 歳以上で、身の回りのことはできても自立した日常生活に不安があり、家族による援助を受けることが困難な方などが入居する施設です。 ○低額な料金で入居でき、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供が図られます。

第4章 地域包括ケアシステムの深化・推進

②有料老人ホーム

- 入居した高齢者に入浴、排泄、食事の介護、食事の提供、または日常生活上必要な支援を行う施設です。
- 今後も身近な地域に多様な住まいの選択肢を確保する観点から、高齢者の利用ニーズと既存施設の定員数を踏まえ、必要に応じて事業者の参入促進を図ります。

図表4-2-3 有料老人ホーム等の設置状況

日常生活圏域別	箇所数	定員数(人)
八幡平市西根圏域	4	24
八幡平市松尾圏域	3	84
岩手町圏域	2	30

資料:岩手県保健福祉部長寿社会課 令和5年8月現在

③サービス付き高齢者向け住宅

- 制度化された高齢者のための住まいで、住居の権利が保障された上で、介護・医療・住宅の連携のもと、自由にサービスを選択することができる賃貸住宅です。
- 今後、多様な住まいに対する高齢者のニーズが想定されることから、サービス付きの高齢者向け住宅の誘致について検討していきます。
- 民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備の動向等を把握し、高齢者等に対する情報提供に努めます。

図表4-2-4 サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

日常生活圏域別	箇所数	定員数(人)
八幡平市松尾圏域	1	28

資料:岩手県保健福祉部長寿社会課 令和5年8月現在

(7)人材確保及び資質の向上

高齢化率の上昇、高齢者の一人暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴い、介護や支援を必要とする人の増加が見込まれる一方で、現役世代（介護を支える働く世代）の人口減も続いており、今後さらに介護人材が不足していくことが見込まれています。サービスごと、職種ごとの人材不足等の状況も踏まえ、介護職に限らず介護分野で働く人材の確保に向けて、処遇の改善、新規参入や多様な人材の活用の促進、介護の仕事の魅力の発信、職場環境の改善を進めていく必要があります。

また、より良いサービスを提供していくためには、介護事業所などで働く専門職員向けの研修など、資質の維持・向上のための機会が必要となっています。

さらに、介護人材を確保していくためには、介護職の定着に向けた取組が重要なことから、県などで実施する養成講座や各種研修会等を事業者や専門職に向けて周知するとともに、国や県、事業者と連携しながら、介護ロボットやICTの活用などによる業務の効率化、介護現場における業務仕分けや文書負担軽減に向けた取組などについて検討していきます。

3 認知症施策の推進

認知症施策については、「認知症施策推進大綱」に基づいて推進しています。

認知症施策推進大綱では、「認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現」するため、5つの柱に沿って認知症施策を推進することとしています。

この5つの柱のうち、「研究開発・産業促進・国際展開」を除く、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」の4項目について総合的に推進していきます。

また、令和5年6月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しています。今後、国において認知症基本法に基づき「認知症施策推進基本計画」を策定する予定であることから、策定後においては「認知症施策推進基本計画」の内容を踏まえ認知症施策を推進します。

認知症施策推進大綱の5つの柱

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

(1)普及啓発・本人発信支援

①認知症に関する理解促進

- ・認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を引き続き推進します。
- ・認知症サポーター養成講座を修了した者が復習も兼ねて学習する機会を設け、座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座（以下「ステップアップ講座」という。）の開催を推進します。
- ・子ども・学生の認知症に関する理解促進のために、子ども・学生向けの認知症サポーター養成講座「孫世代のための認知症講座」の実施のほか、小・中・高等学校における認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための教育、高齢者との交流活動等を推進します。
- ・認知症に関する情報を発信する場として図書館を積極的に活用し、認知症コーナーの設置を普及します。

②認知症の人本人からの発信支援

- ・認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組めます。
- ・認知症の人本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」等の取組の推進に努めます。

(2)予防

①認知症予防に資する可能性のある活動の推進

- ・運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、保健師・管理栄養士による食事・生活指導を継続していきます。また、地区の公民館や公園等の地域において住民主体で行う介護予防に資する取組である高齢者等が身近に通うことができる「通いの場」を拡充します。

(3)医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

①早期発見・早期対応、医療体制の整備

- ・かかりつけ医等の地域医療機関や民間の商店等と連携し、認知症の疑いがある人に早期に気付いて本人が安心して暮らしていけるよう適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等に対する支援につなげるよう努めます。

【地域包括支援センター】

- ・地域包括支援センターは、地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口であり、入口相談機能を担っており、職員の資質向上を図るとともに、窓口の周知に努めます。
- ・医療・介護・福祉等の関係機関だけではなく、地域のスーパーマーケットやホームセンター、金融機関等の民間部門との連携も重要であり、例えば、スーパーマーケットの認知症サポーターが、買い物に来た高齢者の様子から認知症の可能性を感じた場合、まずは、温かく見守り、必要な場合はその場でできるサポートを行うことを基本としつつ必要に応じ、地域包括支援センター等の相談機関と連携を図るような体制づくりに努めます。

【かかりつけ医、認知症サポート医及び歯科医師、薬剤師、看護師等】

- ・認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できる体制の構築に努めます。
- ・認知症の疑いのある人、認知症の人に適切に対応し、適切な医療、介護、福祉サービスなど必要な支援に結びつけることができるよう、かかりつけ医・認知症サポート医・歯科医師・薬剤師等からなる関係者間の有機的な連携体制を目指します。

【認知症初期集中支援チーム】

- ・医療・介護サービスの複数の専門職が、認知症が疑われる人や認知症の方及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を効果的に行う認知症初期集中支援チームの活動を継続していきます。
- ・医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応も含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組の強化に努めます。

②認知症の人の介護者の負担軽減の推進

- ・認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェを活用した取組を推進し、認知症の人の介護者の負担軽減を

図ります。

(4)認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

①「認知症バリアフリー」の推進

1)「認知症バリアフリー」の推進

- ・日常生活や地域生活における消費・金融・小売等の様々な生活環境について、分野ごとに認知症になっても利用しやすいよう改善や工夫を図ることができるよう働きかけます。

2)交通安全の確保の推進

- ・高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進に努めます。

3)地域支援体制の強化

- ・認知症地域支援推進員等が中心となって地域資源をつなぎ、「認知症ケアパス」の作成・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、社会参加活動促進等を通じた地域支援体制の構築を行います。
- ・認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明者になった際に、早期発見・保護ができるよう「盛岡広域シルバーケアSOSネットワーク」などの広域搜索時の連携体制を推進するとともに、ICTを活用した搜索システムの普及を図ります。
- ・緊急連絡先や必要な支援内容などが記載され、日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードの利用促進に努めます。
- ・認知症サポーターの量的な拡大を図ることに加え、今後は養成するだけでなく、できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み（「チームオレンジ」）を地域ごとに構築していきます。

4)成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度を必要とする人が利用しやすいよう、制度の広報や相談窓口（中核機関等）の周知など、相談体制の強化に努めます。また、三市町でネットワークを組み、地域に根差した後見活動を行うことができるよう支援していきます。

5)消費者被害防止施策の推進

- ・高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制の構築を推進します。

6)虐待防止施策の推進

- ・虐待防止のために市町において高齢者の安全の確認や通報等に係る事実確認のための措置を実施します。
- ・地域包括支援センターにおける高齢者虐待防止に関する迅速な対応やネットワークづくりを推進します。
- ・全ての人が尊厳ある自分らしい生活が継続できるよう、権利擁護に関する理解の促進に努めます。

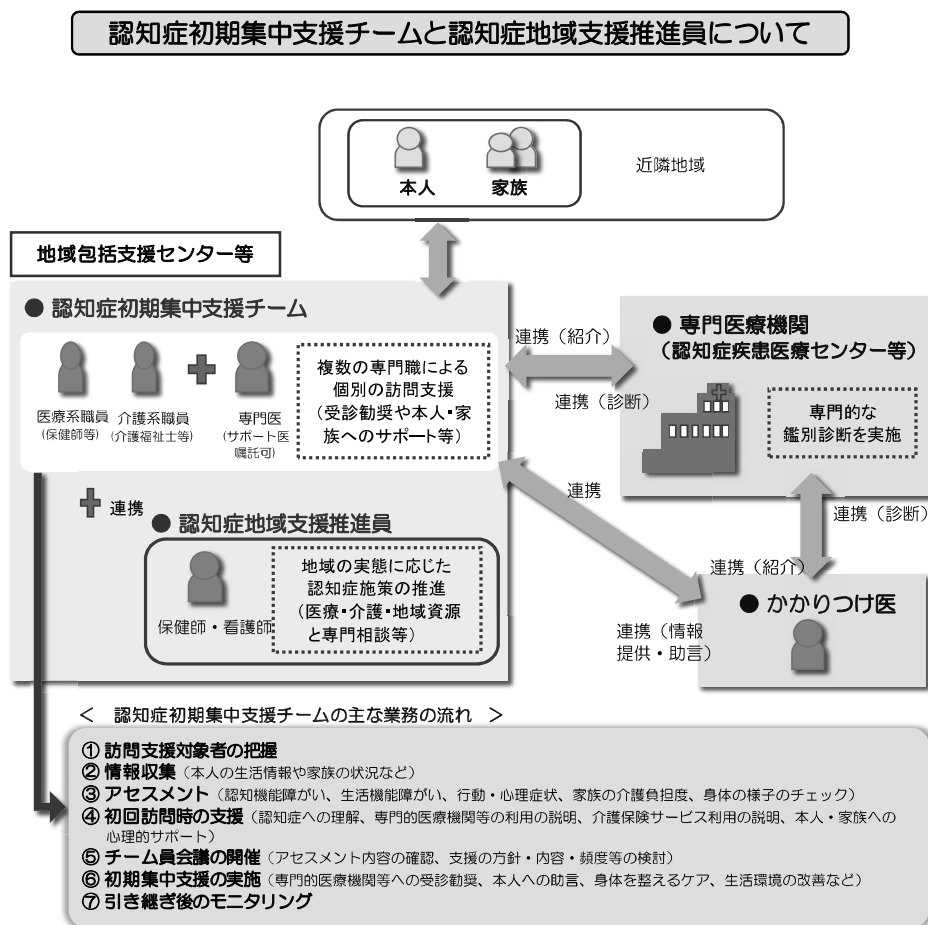
②若年性認知症の人への支援

- ・若年性認知症の人が適切な支援が受けられるよう、若年性認知症のハンドブックの配布を継続します。
- ・若年性認知症に関する電話相談を受けるための「若年性認知症コールセンター」や、専門相談窓口について周知を図ります。

③社会参加支援

- ・ 認知症になっても支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができる環境づくりとして、通所介護(デイサービス)などの介護サービス事業所における認知症の人をはじめとする利用者の社会参加や社会貢献の活動を後押しするための方策について検討します。
- ・ 各種講座の受講による学びを通じた高齢者の地域社会への参画を促進します。

図表4-3-1 認知症施策の推進体制図(認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員)



4 災害や感染症対策に係る体制整備

(1)災害に対する備えの整備

災害対策としては、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うことが必要です。

このため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的を確認するなど、支援体制の整備に努めます。

また、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、県や構成市町と連携し必要な支援を行います。

(2)感染症に対する備えの整備

感染症対策としては、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、災害や感染症の発生時においてもサービスを継続できる連携体制の構築が必要です。

このため、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的を確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する知識を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する研修等の充実に努めます。

また、必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、県や構成市町、保健所、協力医療機関等と連携した感染症発生時の支援・応援体制の構築を図ります。